

中野駅周辺におけるエリアマネジメントの検討状況について

中野駅周辺エリアマネジメント協議会における運営会議の部会となるアクションワーキングにおいて、令和6年度以降の中野駅周辺エリアマネジメントにおける具体的活動、行動方策・指針となるアクションプランを取りまとめ、令和5年度末にアクションプラン案を策定したので、報告する。

1 アクションプラン（案）の策定

詳細は別添1のとおり

2 空間活用ルールの骨子作成

詳細は別添2のとおり

3 区における検討

令和5年度に、区内で区有地の活用ルールについて、ルール運用に係る課題や対応について検討を行った。今年度は、空間ワーキングでの検討・議論を実現させるための制度構築について、区で検討を行い、区有地と公開空地の一体的な活用を目指していく。

また、持続可能なエリアマネジメントの組織体制のあり方等について、協議会に諮り調整を進める。

4 協議会における今後の予定

令和6年5月 協議会総会の開催

アクションプランの策定

空間活用ルール骨子検討結果の提案

令和6年5月以降 エリアマネジメント推進体制の構築検討

実験的アクションの実施・中野駅周辺まちづくりにおける工事
期間中のイメージアップの取組み

実験的アクションの実施を踏まえた未来ビジョン策定検討



中野駅周辺エリアマネジメント アクションプラン(案)

Area based management around Nakano station Action Plan

ver.1.0



Section

1

位置付け

- ▶ 背景
- ▶ 中野駅周辺エリアの将来像
- ▶ アクションプランの位置付け

Section

2

中野駅周辺エリアマネジメントの役割

- ▶ 各地区、地域との関係性と求められる役割

Section

3

ロードマップ

- ▶ 2030年までの取り組みロードマップ

Section

4

推進体制

- ▶ アクション推進体制
- ▶ 持続的な推進体制イメージ

Section

5

アクション

- ▶ アクション推進の4本の軸
- ▶ アクションアイデア
- ▶ リーディングプロジェクト
- ▶ 持続的な推進に向けた財源・事業の考え方

中野駅周辺エリアマネジメント アクションプラン

Area based management around Nakano station Action Plan

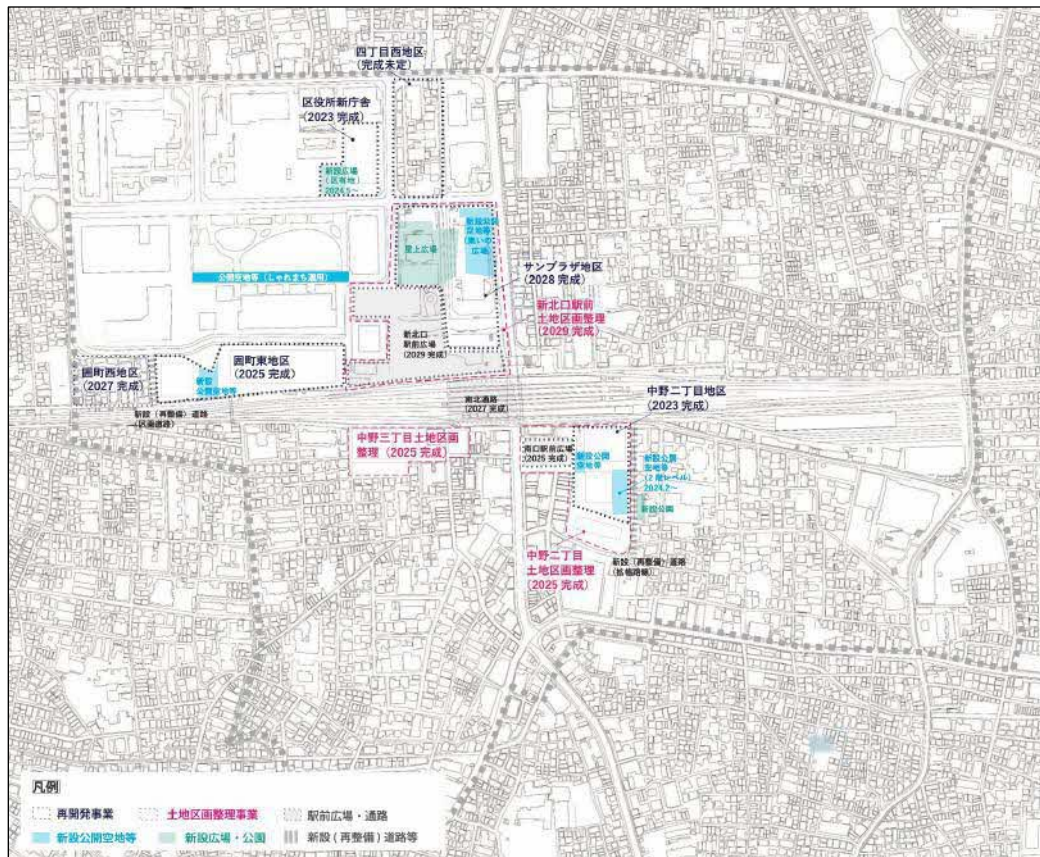
ver.1.0

Section

1

位置づけ

▶ 背景



[中野駅周辺エリア開発マップ]

まちの変化を機会と捉える

中野駅周辺エリアでは、これから大きなハード面の変化が訪れます。各地区での再開発が進められ、今後、新たな空間整備や、新たな人の流入が見込まれます。

その変化を活かし、機会と捉え、今後、中野駅周辺エリアの魅力をより高めていくためには、新たに整備される空間を効果的に活用しながら、これまでのように、流入してくる人や文化を受け入れ、新たな文化を育むことが重要です。

▶ 中野駅周辺エリアの将来像

寛容性が生み出す

日本一多様な文化のまち・中野

～中野に暮らす人、働く人、訪れる人が誇りを掻き立てられるまち～



将来像を構成する3つのレイヤー

シビックプライドの醸成とブランディング

中野のまちの魅力を内外に発信し、「シビックプライド」の醸成と「ブランディング」を実現。

中野文化

これまで築き上げてきた「中野文化の継承」、「中野文化の再構築」そして「新たな中野文化の創出」。これらが垣根のように混ざり合う、刺激的な魅力のあるまちに。

まちの基盤のアップグレード

中野の良さは残しながら、回遊性を生み出す「まちの基盤」を整備し、中野文化を支える。

8つのまちの姿

- #コミュニティや伝統が継承されているまち
- #中野らしさ、魅力が共有されているまち
- #ふるさとの愛着が育まれているまち

- #挑戦するまち
- #魅力的な文化が日常に溶け込んでいるまち

- #空間が豊かに使われているまち
- #回遊性があり、東西南北が一体につながっているまち
- #エリアとして安全安心なまち

日本一多様な文化のまち、中野

2022年度に策定した中野駅周辺エリアマネジメントビジョンでは、これからの変化を見据えて、エリアの将来像を「寛容性が生み出す日本一多様な文化のまち・中野～中野に暮らす人、働く人、訪れる人が誇りを掻き立てられるまち～」としています。その将来像は、シビックプライドの醸成とブランディング、中野文化、まちの基盤のアップグレードの3つのレイヤーが重なり合って成り立つものとしています。

8つのまちの姿の実現に向けて

さらに将来像が達成された具体的なまちの姿としてレイヤーごとに「8つのまちの姿」を設定しています。

8つのまちの姿、将来像を実現するために、中野駅周辺エリアとして必要なアクションを推進していく必要があります。

▶ アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、2030年のまちを見据え

将来像を実現するための取り組み指針

として策定します。

アクションプランの構成

本アクションプランは、ロードマップ、推進体制、アクションから構成します。

アクション

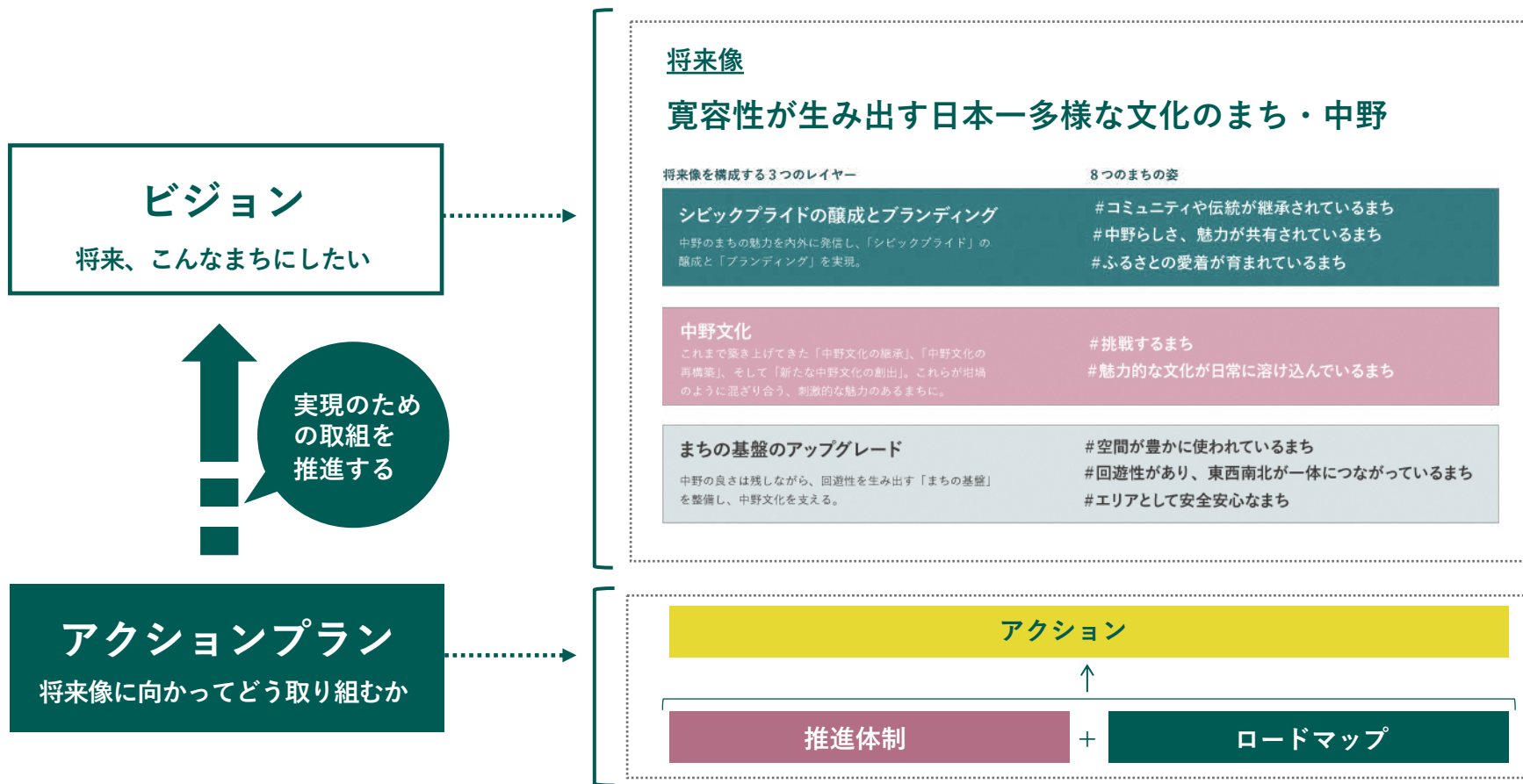


推進体制

+

ロードマップ

▶ アクションプランの位置づけ



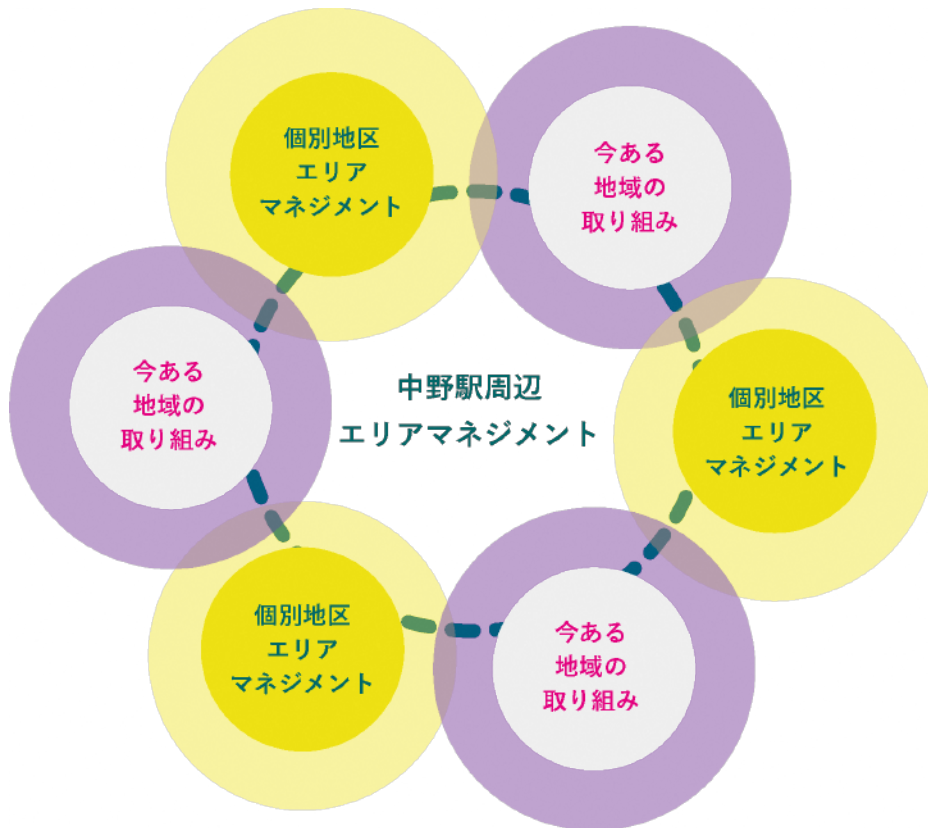
本アクションプランは、中野駅周辺エリアマネジメントについて、将来像に向かってどう取り組むか、具体的な内容について定め、ビジョンの実現のための取り組みの推進につなげます。

Section

2

中野駅周辺 エリアマネジメントの役割

▶ 各地区・地域との関係性と求められる役割



個別地区エリマネ：各地区ディベロッパー等が実施（各地区が対象）

今ある地域の取り組み：町会や商店会等、地域団体等が実施

中野駅周辺エリマネ：協議会所掌（エリア全体が対象）

各地区・地域との関係性

中野駅周辺エリアにおいては、**各地区や地域の特徴や個性を活かした取り組み**を進めることが重要です。

中野駅周辺エリアマネジメントは、各地区すべてを含めた**エリア全体を対象**としており、各地区の取り組みとの役割分担と、既存の地域との連携も必要です。

求められる役割

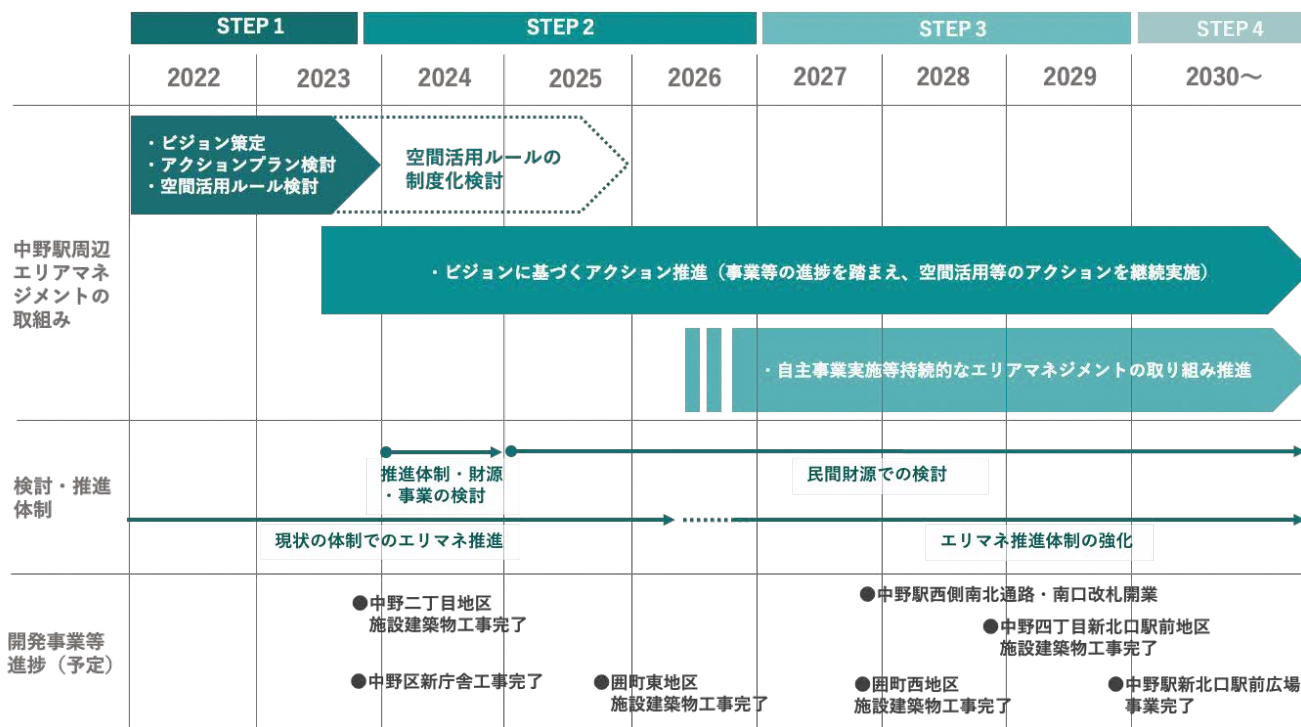
将来像を実現するため、中野駅周辺エリアマネジメントは、各地区や地域の特徴や個性を活かした取り組みを支援、**エリアの新たな魅力や価値をつくること**、また**今ある中野の魅力や価値を継承・再構築すること**が求められます。（エリア全体で取り組むべきルール検討、東西南北の回遊性を生み出す公共空間運営管理、地域の連携を促す仕組みづくり、情報発信等）

Section

3

ロードマップ

▶ 2030年までの取り組みロードマップ



アクションを積み上げながら、持続的な推進体制へと移行

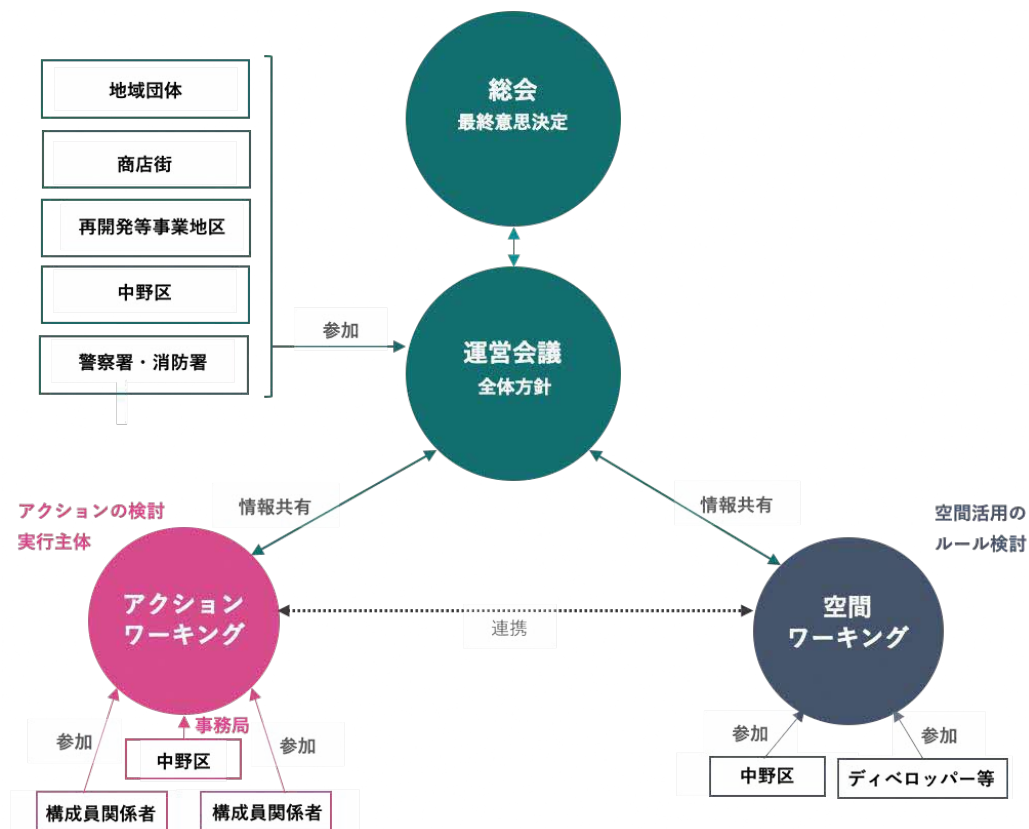
STEP 1では、ビジョンやアクションプランを策定、空間活用ルール検討を進め、エリアマネジメント推進の土台を整備します。STEP 2では、ビジョンに基づくアクションを推進していきながら、エリアマネジメントの持続に向けた組織や財源・事業について検討を進め、STEP 3では推進体制の強化と合わせて、自主事業の実施等、持続的なエリアマネジメントの取り組み推進へ移行します。なお、**検討の推進は2025年度以降、民間財源による体制への移行**を目指します。STEP 4では中野駅周辺エリアの整備が完了し、事業の継続や新たな事業展開等につなげていきます。

Section

4

推進体制

▶ アクション推進体制



中野駅周辺エリアマネジメント協議会に、**2つのワーキング**が紐づき、検討や取り組みを進めていきます。運営会議は全体方針や情報共有の場とし、空間ワーキングでは空間活用ルールやガイドラインの検討、アクションワーキングでは、エリアに必要なアクションの検討、推進を行います。アクションワーキングは開かれた場とし、**いくつかの部会**に派生しながら、**様々な主体や学生等と連携**し、取り組みを進めます。

▶ 持続的な推進体制イメージ

情報共有と連携の場、個別事業の実施主体について、既存の枠組みを活かしながら、エリア内の様々な関係主体が連携して取り組みを進めていく体制を構築します。

エリアプラットフォームに参画している多様な主体は、まちの魅力向上や自らの活動の活発化など多様な目的をもって集まっています。



事業推進主体としての組織化については、個別地区や地域との関係性や役割を踏まえ、事務局等の体制や法人化も含めて今後検討していきます。

持続的な推進体制として、**エリア全体の情報共有と連携の場**としてのエリアプラットフォームを、既存の協議会の枠組みを活かして構築し、ワーキング等の**個別目的事業の実施主体**によるアクションを推進します。エリアプラットフォームの**事業推進主体**としての組織化については、今後事務局等の体制や法人化も含めてその必要性を検討します。持続的な取り組みを推進しながら、地域との連携やつながりを広げて、エリアとして一体的な取り組みに育てていきます。

※ 行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会、町会、商店会、商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論・描き、その実現に向けた取組（＝まちづくり）について協議・調整を行うための場。民間主導により、資金の獲得もできる枠組みを目指す。

Section

5

アクション

▶ アクション推進の4本の軸

中野駅周辺エリアマネジメントにおいては、将来像の実現に向けて以下の4本の軸に基づくアクションに取り組みます。

アクション推進の4本の軸

役割

各地区や地域の特徴、個性を活かした取り組みを支援、価値向上を促し、**エリア全体の魅力向上を図る**



1 まちの基盤を整える

魅力や価値をつくっていく土台となる空間活用ルールの整備などソフトの基盤を整える、まちのデータをとって活かす、安全・安心など魅力や価値創出の土台となるアクションを推進します。

2 今あるまちの魅力や価値を継承・再構築する

各地区開発や地域の課題解決のために新旧の必要な連携を促すなど、既存の取り組みや活動を継承し、新たな形での実施につなげるなど、その価値を継承・再構築するための仕組みや場づくりに取り組みます。

3 まちの新たな魅力や価値をつくる

各地区開発や地域を結びつけ、エリアとしての回遊性を高めるための取り組みが重要です。新たな空間を活用したアクティビティやコンテンツの創出等に取り組みます。

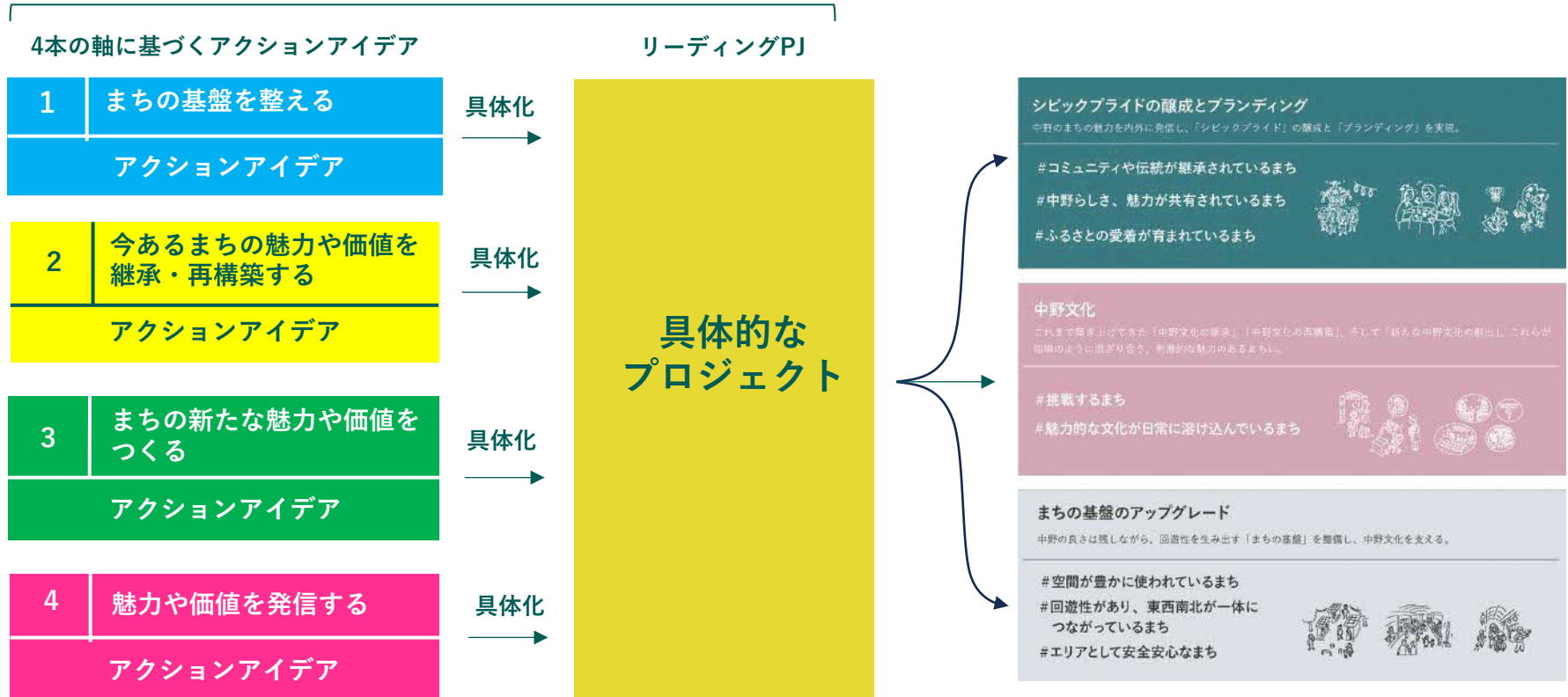
4 魅力や価値を発信する

中野駅周辺エリアとしての魅力を高める面的な情報発信に取り組みます。

4本の軸に基づくアクションを、時間軸（短期、中期、長期）で整理します。短期は向こう～3年（ロードマップのSTEP 2）、中期は4～6年（ロードマップのSTEP 3）、長期は7年～（ロードマップのSTEP 4）を想定します。

▶ アクションアイデア

アクション → 将来像の実現



本アクションプランに定めているアクションアイデアのうち、優先度が高く可能なものから、具体的なプロジェクトとして、実施していきます。また、アクションは将来像の3つのレイヤー、8つのまちの姿に対して1対1で対応するものではなく、複数のレイヤーやまちの姿にまたがります。

▶ アクションアイデア「まちの基盤を整える」

中野駅周辺エリアとして、**回遊性を支える安全・安心の取り組み**や、新たに整備される空間を活用するためのルールづくり、エリアとしてのデータ蓄積など、ハード整備と連動して、ソフトの取り組みとしてのまちの基盤を整えます。

地域ぐるみで防災・防犯に取り組む

中野駅周辺エリアの魅力や価値を高めていくためには、安全・安心の土台をつくることが重要です。ハードの整備が進む中、ソフトの仕組みとして、安全・安心の取り組みを実施することで、エリアとして一体的な災害対応力及び防犯性の向上を図ります。

災害への戦略を立てる	短中期～
避難できる場所や逃げ地図をつくる	短中期～
エリアとして一体的に防災訓練を実施する	短中期～

空間活用を促す仕組みをつくる

新たに整備される空間が各地区に合った形で活用されるよう、また誰もが活用しやすくなるようなルールや仕組みをつくることで、豊かに空間が活用されている日常を実現します。

空間活用ルールの検討	短期～
各地区に合った形での空間活用を促す、活用ガイドラインを作成する	短期～
イベント等実施時に必要な許可申請のワンストップの相談窓口をつくる	短期～

まちのデータを蓄積して活かす

まちの回遊性を高めていくうえでは、現状を知ることが非常に大切です。まちのデータを記録し、蓄積して共有することで、エリアとして必要、また有効な取り組みの推進につなげます。

センサーを設置して、人流データなどをとる	短中期～
----------------------	------

モビリティの導入など回遊性を生み出す方策を導入する

各地区や地域間のコンテンツをつなぎ、エリアの回遊性をさらに高めるため、新たな移動手段の導入などを検討します。

パーソナルモビリティなど、エリア内を回遊する新たな移動手段の導入	長期～
----------------------------------	-----

▶ アクションアイデア「今あるまちの魅力や価値を継承・再構築する」

新旧がつながり、**エリア内のコミュニティが広がる**取り組みを推進します。また、今ある取り組みや活動が持続していくための人や場所のマッチングなどに取り組みます。

今ある取り組みや活動を継承する

ハード整備が進展する中で、これまで使っていた場所が使えなくなる、また担い手不足により持続が困難になるなどの課題解決のための人や場のマッチングを行い、伝統やまつりなどの文化を継承します。

伝統やまつりを継承する

短期～

多様な人がコミュニティとつながり、まちに関わる入口をつくる

中野に今暮らしている人、働いている人やこれから新しくまちに入ってくる人が、主体的にまちに関わる入口の仕組みをつくり、まちへの愛着や誇りを育みます。

こどもから高齢者までが集まれるあそびや交流の場をつくる

短期～

学生がまちに主体的に関わる仕組みをつくる

短期～

地域のことや歴史を学べる機会をつくる

短期～

気軽に参加できるまちの部活をつくる

短期～

まちの変化をみんなで共有する機会をつくる

短期～

まちの部活を発展させて、まちづくりの担い手を育てる

長期～

人と人をつなぐ、マッチングの仕組みをつくる

長期～

▶ アクションアイデア「まちの新たな魅力や価値をつくる」

各地区を結びつけ、中野駅周辺エリアの南北一体の回遊性を創出するため、効果的な空間活用等を推進します。コンテンツやアクティビティをつくることにおいては、「**つくる、体験する、発信する**」ことをテーマとして、様々な人の関わりしるを広くつくります。

魅力的なコンテンツやアクティビティをつくる

新たに整備される空間や、既存の空間を有効活用してコンテンツやアクティビティを生み出すことで、エリアの魅力をさらに高めます。道路や区有地等の公共空間の活用も検討しながら取り組みを進めます。

中野にしかない「 ^{いち} 市」をつくる	短期～
フォトスポットをエリア内に点在させる	短期～
道路・公園を活用したイベントの開催	短中期～
既存イベントのスケールを大きくする	短中期～
エリア内に滞留空間を創出する	短中期～
音楽やアートの発信拠点をエリア内につくる	短中期～
小さい事業者がチャレンジできる環境をつくる	短中期～

民間投資を呼び込む土台をつくる

長期的な視点では、企業立地等民間投資の呼び込みは重要です。そのためには、中野区との連携を強化し、基盤整備やソフトの仕組みも含めて企業としての投資メリットをつくる必要があります。エリアマネジメントの取り組みとしては、計画等※への落とし込みなどが考えられます。

民間投資を呼び込む交通ネットワークの検討	長期
----------------------	----

※都市再生整備計画等への位置づけなど、長期的な視点での検討が必要。

▶ アクションアイデア「魅力や価値を発信する」

各地区や地域の個性的な魅力を活かした取り組みをわかりやすく発信することが重要です。また、**訪れた人が自ら発信したくなるような仕組みづくり**を通じて、中野の魅力を外に共有します。

マップづくりなど、エリアの魅力を発信する

中野駅周辺エリアの魅力的なスポットをつなぐ、新しいマップづくりなど、エリアの魅力を発信する取り組みを推進します。

エリアのスポットを結びつけるマップをつくる

短期～

双方向の情報発信の仕組みをつくる

来街者が情報を受け取るだけでなく、自ら発信したくなるような仕組みを検討することで、エリアの魅力を共有します。例えば来街者がマップに自分が体験したことや、新しいスポットを落とし込めるなどの取り組みを通じて、エリアの魅力の創出や再発見につなげます。

配信者を積極的に誘致する

短期～

訪れた人が発信したくなる、発信できる仕組みを検討する

短中期～

来街者がマップに情報を落とし込めるなど、双方向（インタラクティブ）の情報発信の仕組みをつくる

中長期～

SNSの活用など、情報プラットフォームを構築する

情報プラットフォームを構築し、エリア内の取り組みや魅力を内外に発信します。

SNSや情報プラットフォームの構築によるエリアの魅力を内外に発信する

短期～

駅周辺にエリアマネジメント広告を設置し、エリア内の取り組みや魅力を発信する

中長期～

▶ リーディングプロジェクト

各軸に基づくアクションアイデアのうち、優先度が高く可能なものは、ワーキングでの実施時期や実施場所、実施内容の具体化を行い、リーディングプロジェクトとして取り組みます。

リーディングPJ1

中野サンプラザ「らくがき」プロジェクト

実施時期 | 2025年1月頃

実施場所 | 中野サンプラザ壁面

SUMMARY

中野サンプラザの解体前の壁面に、想いを描き込める機会をつくります。アーティストと連携して、描いてもらったものが最終的にアートになるなど、解体されることを全体としたストーリー性を持ったプロジェクトとします。

中野サンプラザの解体による、まちの変化をまちの内外で共有し、未来につなげていくためのプロジェクトです。

関連するまちの姿

- ・中野らしさ、魅力が共有されているまち
- ・ふるさとの愛着が育まれているまち



関連する「軸」

2 | 今あるまちの魅力や価値を継承・再構築する

4 | 魅力や価値を発信する

リーディングPJ2

好きを交換する巨大カプセルぽん

実施時期 | 2024年3月

実施場所 | 中野二丁目地区再開発地区内新設広場

SUMMARY

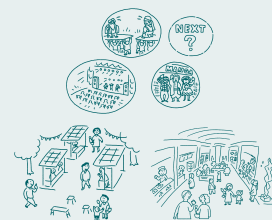
人の好きなもの・おすすめしたいものをガチャの中身として入れる、物々交換のガチャをメインコンテンツとした空間活用イベントを実施します。

好きなもの・おすすめしたいものの交換を通じて、想いの共有や価値観の変化などを起こし、中野にしかない場の価値を創出します。

将来的には中野駅周辺エリア一帯で「市」が行われている、そのファーストステップとしての企画を実施します。

関連するまちの姿

- ・新しい文化が日常に溶け込んでいるまち
- ・空間が豊かに使われているまち
- ・回遊性があり、東西南北が一体につながっているまち



関連する「軸」

1 | まちの基盤を整える

3 | まちの新たな魅力や価値をつくる

▶ 持続的なエリアマネジメントの推進に向けた財源の考え方

エリアマネジメント組織の財源については、会費から事業収入まで幅広く検討していくべきですが、念頭におくことは「可能な限り安定的な経済基盤」を「中核となる関係者で合意可能な範囲で獲得する」ことです。

エリアマネジメント組織の財源

会費

協議会、一般社団法人やNPO法人等における会費

出資金等

株式会社における資本金、一般社団法人における基金等

寄付/協賛

組織に対して、或いは特定の事業に対して募るケース

借入金

金融機関からの借入金調達

補助金

法制度に基づき助成される補助金等

事業収入

営利性のある事業

▶ 持続的なエリアマネジメントの推進に向けた事業の考え方

事業は非営利事業、営利事業の二軸で整理して検討する。 **営利事業**で得た収益を、**非営利事業**でエリアに展開 していく構図を目指す。

エリアマネジメント組織の事業のあり方

非営利事業

- ・ 環境美化
- ・ 交流・賑わい
- ・ 情報発信 等

営利事業

- ・ 広告事業
- ・ 公共空間、公開空地等活用 等

エリアとして必要なアクションを営利・非営利の二軸で整理し、事業推進する。

対象 | 高度利用地区/総合設計 敷地内 公開空地等※

1 行為、期間等

- ・ 行為/有料イベント
- ・ 期間
- ・ 面積
- ・ 広告物の設置

2 活用主体

- ・ 活用主体
- ・ 管理責任者の定義
- ・ 団体の定義

3 管理責任者の届出

- ・ 届出
- ・ 有効期間

4 団体登録

- ・ 登録の申請
- ・ 登録簿への登録
- ・ 有効期間
- ・ 登録の通知
- ・ 団体資格
- ・ 登録の拒否/変更/更新 等

5 活用計画の申請

- ・ 様式の提出
- ・ 安全確保及び周辺状況への配慮
- ・ 活用状況の報告

※「公開空地等」：高度利用地区内における開発事業等で新たに整備される広場空間及び総合設計制度で新たに整備される公開空地を指す（名称は今後、要検討）

1 行為、期間等

大項目	項目	内容
行為 期間等	行為	<p>① 地域の活性化に寄与する行為または公衆の文化活動又はレクリエーション活動の向上に寄与する行為</p> <p>② 地域の賑わい創出等に資する別表1に掲げる行為</p> <p>③ 敷地内にある工作物に係る建設行為又は管理行為</p> <p>④ その他の公共公益に資する行為</p> <p>⑤ ①、②のうち有料イベントを除くもの及び④のうち必要と認められる広告物の設置(国際的規模の会議や競技会に関する広告物、自転車シェアリングを行うために必要な広告物等)</p> <p>⑥ ②のうち、有料イベントの実施に必要な広告物の設置</p>
	期間・面積	<p><input type="checkbox"/>期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②のうち有料のイベント及び⑤を除き、1年以内とする。 ・②のうち有料のイベント及び⑤は当該行為の年間延べ日数が180日を超えない範囲とする。※ <p>※日数制限がかかるのは、有料イベント及びその実施に必要な広告物等の設置のみ</p> <p><input type="checkbox"/>面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区の公開空地等の実面積の50%以内とする。
	広告物の設置	<p>東京都屋外広告物条例、大規模建築物等景観形成指針、東京都景観計画及び中野区景観方針に定めるところによるほか、地域の実情を踏まえて、公衆に対する危害を及ぼすおそれのないもので、形状、色彩及び意匠が周囲の景観を害するおそれのないものであること</p>

1 行為、期間等

別表1：地域の賑わい創出等に資する行為

	行為の種別	行為の内容	
1	オープンカフェ	軽飲食等を提供する店舗に接した広場等に設置される有料休憩所の運営活動で、地域の特性を活かして魅力を高め、賑わい創出に資するもの	
2	物品販売	広場等における物品販売活動で、地域の特性を活かして魅力を高め、賑わい創出に資するもの	
3	イベント	有料	公開空地等において、多数の観客を相手に、演芸・音楽などを演ずる活動、絵画・写真・彫刻等の作品の展示活動又は特定のテーマに基づく普及啓発活動で、地域の特性をいかして魅力を高め、賑わい創出に資するもの
		無料	

[有料のイベントについて]

- ・有料イベントとは、参加に費用が必要なもの及び有料イベントに付随する物品販売等をいう。
- ・有料イベントに付随する物品販売等とは、有料イベントへの参加者を主たる対象としたものをいう。

2 活用主体

大項目	項目	内容
活用主体	活用主体	<p>① 所有者（管理組合等）</p> <p>② 管理責任者</p> <p>③ まちづくり団体</p> <p>（※②③の場合においても、登録届出・申請に係る所有者の承認は必須とする）</p> <p>活用する1の公開空地等において、活用主体は1団体のみとする。</p>
	管理責任者の定義	所有者または所有者が認めるものから当該建物の管理を受託している管理会社で、区に届出をしたものをいう。
	まちづくり団体の定義	地域のまちづくりに資する活動を行うことを目的とし、区に申請をして登録された団体のことをいう。

3 管理責任者の届出

大項目	項目	内容
管理責任者の届出	届出	<p>管理責任者届出書に、次に掲げる図書を添付して提出することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の登記事項証明書等、活用する公開空地等を所有する者が確認できる書類 ・活用する公開空地等を所有する者の承認のもと、公開空地等を管理し、活用することができる者であることを証する書類（申請者が公開空地等を所有していない場合に限る。） ・活用する公開空地等及び活動対象地域を明らかにした図面
	有効期間	有効期限は原則登録日より1年とする。拒否、変更、更新、解除及び抹消に関しては、団体登録の定めに基づき、区に届出をしたものをいう。

4 団体登録(1)

大項目	項目	内容
団体登録	登録の申請	<p>まちづくり団体登録申請書(別記 第十五号様式)に、次に掲げる図書を添付して提出することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・法人の登記事項証明書 ・土地及び建物の登記事項証明書等、活用する公開空地等を所有し、及び管理する者が確認できる書類 ・活用する公開空地等を所有し、又は管理する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類(申請者が公開空地等を所有し、又は管理する者でない場合に限る。) ・活用する公開空地等及び活動対象地域を明らかにした図面
	登録簿への登録	<p>登録は、次に掲げる事項を登録簿に登載することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号 ・団体の名称 ・法人の種類 ・団体の行う活動の種類及び概要 ・代表者の氏名 ・役員の名氏名 ・主たる事務所の所在地等 ・登録の有効期間 ・定款に定める目的 ・活動対象地域
	有効期間	<p>団体登録の有効期限は原則登録日より1年とする。</p>
	登録の通知	<p>まちづくり団体登録通知書を交付することにより行う</p>
	団体資格	<p>法人格を有する以下に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・区分所有法(昭和三十七年法律第六十九号)第四十七条の管理組合法人 ・商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百四十一号)第二条の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ・会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

4 団体登録(2)

大項目	項目	内容
団体登録	登録の拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を行った団体の役員のいずれかが、登録の抹消の処分を受けた団体の役員であって、その処分の日から三年を経過していないこと ・通知は、まちづくり団体登録拒否通知書を交付することにより行う。
	登録の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登録内容の変更の届出は、登録内容の変更届出書を提出することにより行う ・届出が以下に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該各号に掲げる図書を登録内容の変更届出書に添付しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の名称、代表者の氏名、役員の氏名又は主たる事務所の所在地 →法人の登記事項証明書 ・定款又は寄附行為に定める目的 →定款又は寄附行為 ・活動対象地域 →活動対象地域を明らかにした図面
	登録の更新	<p>まちづくり団体登録更新申請書を提出することにより行う。ただし、登録期間中に活動報告がある活用主体については自動更新とし、更新手続きを不要とする。</p>
	再登録	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者に変更があった場合、管理責任者の届出またはまちづくり団体の登録申請を、再度行うものとする。 ・その場合、登録期間は原則再登録の日より1年間とする。

4 団体登録(3)

大項目	項目	内容
	解散等の届け出	<p>解散等の届出は、当該団体が次のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して三十日以内に、当該団体を代表する者が、まちづくり団体解散等届出書を提出することにより行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体が解散したこと。 ・登録団体が活動対象地域において活動を行わなくなったこと。
団体登録	登録の解除	<p>以下に該当する場合は、所有者が登録解除申請書を提出することにより管理責任者またはまちづくり団体の登録を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者またはまちづくり団体の故意または重大な過失により、所有者に損害を与えたと認められる場合 ・管理責任者またはまちづくり団体が、反社会的勢力に該当していることが判明した場合 ・天災等の事由により、管理責任者またはまちづくり団体が被害を受け、その業務の遂行が不可能となった場合
	抹消の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・登録の有効期間満了までに、登録の更新のための申請が行われないこと ・中野区長が登録の更新を拒否したこと。

5 活用計画の申請

大項目	項目	内容
活用計画の申請	様式の提出	<p>広場等の活用届により中野区にその旨を届け出る(行為ごとに届出)。</p> <p>[活用届のイメージ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用理由 ・活用期間※ ・活用面積 ・活用部分 ・今年度累計活用日数※ <p>※最長1年間(年度区切り)の申請ができるものとする</p>
	安全確保及び 周辺状況への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は活用にあたり、周辺状況を踏まえた安全確保に努めるものとする。 ・活用内容によっては、中野区から安全上の指導もしくは計画の変更を依頼する場合がある。
	活用状況の報告	<p>行為終了後、活用状況を中野区に届け出る。</p> <p>広告物の設置を行う場合は、設置状況及び関連する行為の状況について、中野区に報告する。</p>